

事務取扱の変更点、様式等改正および新設の一覧

1. 住宅改修

【現行】



【改正後】



- ① 事前申請は、新様式の「(様式第1号) 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事前申請)」を使用し、添付書類と併せて提出してください。
- ② 事前申請に必要な書類をご提出後、全てお預かりし、担当で内容を精査します。書類の確認には、数日程度かかりますので、日にちに余裕をもって申請してください。
※修正箇所等を連絡する場合があります。控への保管をお願いします。
- ③ 被保険者宛の事前申請承認結果通知書を郵送します。
※この結果通知書は、改修内容を承認するものであり、正式な支給決定を行うものではありません。
- ④ 結果通知を確認後、改修工事を着工してください。
- ⑤ 事後申請は、新様式の「(様式第2号) 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事後申請) 償還払い」または、「(様式第3号) 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事後申請) 受領委任払」を使用し、添付書類と併せて提出してください。

【制定、改正書類について】

	旧	新
様式	介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書	様式第1号 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事前申請) ※1
		様式第2号 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事後申請) 償還払い用
	介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書【受領委任払用】	様式第1号 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事前申請) ※1 と同書式
		様式第3号 介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費支給申請書 (事後申請) 受領委任払用
	—	様式第4号 住宅改修が必要な理由書
住宅改修の承諾書	様式第5号 住宅の所有者の確認及び承諾書	
手引き	—	介護保険における住宅改修の手引き
リーフレット	介護保険住宅改修について	介護保険住宅改修について (2024/4 現在)
Q&A集	—	介護保険住宅改修 Q&A 泉佐野市版

2. 福祉用具購入

手続き方法については現行と変更ありません。

【改正書類について】

	旧		新
様式	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具 購入費支給申請書	様式第1号	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具 購入費支給申請書 償還払い用
	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具 購入費支給申請書《受領委任払》	様式第2号	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具 購入費支給申請書 受領委任払用

3. 新書式適用開始日

令和6年6月1日 申請分から

※住宅改修費の申請については、6月1日以降の事前申請は、新様式で申請してください。また、5月までに事前申請が完了し、6月以降に事後申請を行う場合は、事前申請書類と事後申請の新様式を併せて提出してください。